

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和元年6月19日（令和元年（行情）諮問第101号）

答申日：令和元年9月20日（令和元年度（行情）答申第210号）

事件名：「陸戦研究 2018 4月号」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『陸戦研究』*2018.3.5一本本B1762で特定された後に取得されたもの全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「陸戦研究 2018 4月号」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月10日付け防官文第14380号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

（1）特定された文書は判読不能である。

74頁に見られるように判読不能な箇所が多々あるが、原本はこのようにはなく、原本以外の文書を特定したものと思われる。

（2）文書の綴りに誤りがある。

177～178頁の間に空欄（178頁の左）が存在しており、原本を見開きで複写した場合このようなことは生じないので、綴りの異なる文書を特定したものと思われる。

（3）不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件訴訟における準備書面）である。

本件開示決定で電磁的記録を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその決定の事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成30年9月10日付け防官文第14380号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 陸戦研究について

「陸戦研究」は、国内の軍事学の進歩・発展に寄与すること及び会員相互の職能の向上に資することを目的とし、陸戦学会が年6回を基準として発行するサークル誌である。その会員には現役自衛官及び自衛隊OBも含まれるものの、学会自体は防衛省の部外団体である。また、サークル誌は紙媒体で製本され、各会員に発送されている。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「74頁に見られるように判読不能な箇所が多々あるが、原本はこのようにはなく、原本以外の文書を特定したものである。」と主張するが、原処分において、本件対象文書を適正に特定しており、文書の特定に誤りはない。また、本件審査請求が提起された後に、再度本件対象文書を高解像度でスキャンし、審査請求人に対して改めて開示実施文書を交付している。
- (2) 審査請求人は、「177～178頁の間に空欄（178頁の左）が存在しており、原本を見開きで複写した場合このようなことは生じないので、綴りの異なる文書を特定したものである。」と主張するが、原処分において、本件対象文書を適正に特定しており、文書の特定に誤りはない。また、178頁は、原本の最終頁であるため、見開きではなく、片面のみスキャンを行ったことにより空欄（178頁の左）が発生したものであり、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (3) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件訴訟における準備書面）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、上記2のとおり本件対象文書は部外団体が発行した紙媒体のサークル誌であり、防衛省では配布された紙媒体を行政文書として保存しているものの、電磁的記録は保有していない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月19日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月5日 審議
- ④ 同月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する文書として、紙媒体である「陸戦研究 2018 4月号」（本件対象文書）を特定し、原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録を求める審査請求を提起した。

これに対して諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書に係る電磁的記録の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書に係る電磁的記録の保有の有無について

(1) 本件対象文書に係る電磁的記録の保有の有無の詳細について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、次のとおりであった。

ア 「陸戦研究」は、現役自衛官や自衛官OBで構成される会員制の私的団体である「陸戦学会」が、通常年6回発行している私的定期刊行物であり、国内における軍事学の進歩・発展に寄与すること及び会員相互の識能の向上に資することを目的として発行されており、同会員に送付される。

イ 陸上自衛隊教育訓練研究本部は、「陸戦学会」から、製本された「陸戦研究」の寄贈を受け、これを行政文書として保存・管理していたことから、本件開示請求を受け、紙媒体である本件対象文書を特定したものであり、電磁的記録については、受領しておらず、これを保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索したが本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

(2) 上記(1)の説明を踏まえ検討するに、本件対象文書が会員制の私的団体である「陸戦学会」が作成した私的定期刊行物であることに照らせば、防衛省には製本された紙媒体のみ受領したとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情もない。

また、諮問庁は、審査請求を受け、関係部署において改めて探索したが、当該文書の電磁的記録は確認できなかったと説明するが、本件対象文書の取得の経緯を鑑みれば、この点について、不自然、不合理な点は認められない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書に係る電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子